

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年2月3日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

ふじのくに茶の都ミュージアム副館長 渥美 敏行

2 担当部局

〒428-0034 静岡県島田市金谷富士見町3053番地の2

ふじのくに茶の都ミュージアム企画総務課

電話番号 0547-46-5588

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

ふ茶第60号

(2) 業務名

令和4年度～令和5年度 ふじのくに茶の都ミュージアム駐車場誘導警備業務委託

(3) 業務場所

仕様書のとおり

(4) 業務概要

仕様書のとおり

(5) 業務期間

令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島田土木事務所管内に本社がある者であること。

(3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格のうち、営業種目1「警備」を有している者であること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限から落札決定までの期間に庁舎等管理業務競争入札参加資格停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
- ウ 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員等であることを見りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和 5 年 2 月 10 日 (金) まで

(2) 配布場所

ふじのくに茶の都ミュージアムホームページで配付する。

URL <https://tea-museum.jp>

(3) 配布方法

無料で配布する。

6 入札参加資格確認申請書の提出

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間

公告の日から令和 5 年 2 月 10 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

イ 提出先

上記 2 に同じ。

ウ その他

申請書は 1 部とし、長 3 号封筒 (簡易書留料金を含む切手 404 円分貼付) を添えて提出先に持参又は郵送 (書留又は簡易書留に限る。) すること。電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 5 年 2 月 16 日 (木) までに通知する。

(3) 本入札に疑義がある場合の質問については、令和 5 年 2 月 10 日 (金) 午後 5 時までに、メール

(chamuseum-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp) またはファックス (0547-46-5007) あてに質問書を送付すること。質問書の様式は問わない。

上記に対する回答は、令和5年2月16日（木）午後5時までに、メールまたはファックスで回答する。

(4) その他

- ア 申請書の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書は返却しない。
- オ 提出された申請書は公表しない。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年2月20日（月）午前10時00分

(2) 入札の場所

島田市金谷富士見町3053番地の2

ふじのくに茶の都ミュージアム博物館1階多目的ホール

(3) 入札方法

- ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 総価による。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- カ 入札執行回数は2回を限度とする。
- キ 開札は入札後に、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において上記4に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 本契約は長期継続契約とする。
- (4) 入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 落札者は、落札後速やかに別途指示する請負代金内訳書を提出すること。